九戸村緊急通報装置設置事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、ひとり暮らし老人及び重度身体障害者等（以下「ひとり暮らし老人等」という。）が、家庭において急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることにより、その福祉の増進に資するため、ひとり暮らし老人等に対し、緊急通報装置を貸与すること（以下「緊急通報装置設置事業」という。）について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において「ひとり暮らし老人等」とは、本村の区域内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

　　⑴　おおむね65歳以上のひとり暮らし老人

　　⑵　おおむね65歳以上の要援護高齢者（これに準ずると村長が認めるものを含む。）を抱え、かつ、おおむね65歳以上の老人のみにより構成される世帯に属する者

　　⑶　ひとり暮らしの重度身体障害者

⑷　その他、村長が特に必要と認める者

２　この要綱において「緊急通報装置」とは、ひとり暮らしの老人等が簡単な操作により当該ひとり暮らし老人等に係る緊急事態を通報することができる装置をいう。

（申請手続き等）

第３条　緊急通報装置の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ九戸村緊急通報装置貸与申請書（様式第１号）を村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定により申請があったときは、ひとり暮らし老人等に係る健康状態、家庭状況を調査の上、その適否を判定し、その結果を九戸村緊急通報装置貸与決定（却下）通知書（様式第２号）により申請者に通知する。

３　村長は、前項の規定により緊急通報装置の貸与を決定したときは、九戸村緊急通報装置貸与依頼通知書（様式第３号）により、委託し緊急通報装置の貸与を行うものとする。

（契約書の提出）

第４条　前条第２項の規定による貸与決定の通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、速やかに契約書（様式第４号）を村長に提出しなければならない。

（貸与期間及び資格喪失）

第５条　貸与期間は、緊急通報装置を貸与した日から、その日の属する年度の末日までとし、貸与期間が終了するまでに、貸与取り消しの決定を行わないときは、その日の翌日から起算して１年間は引き続き効力を有するものとする。ただし、次の場合には、貸与資格が喪失するものとする。

⑴　利用者が死亡したとき

⑵　利用者が転出したとき

⑶　利用者が施設へ入所したとき（短期入所は含まない）

⑷　利用対象者とすることが適当でないと村長が認めたとき

（利用者の制限等）

第６条　利用者は、緊急通報装置の現状を変更し、又は緊急通報装置を転貸し、若しくは緊急通報装置事業以外の目的に利用してはならない。

２　利用者は、緊急通報装置を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を村長に届け出なければならない。この場合において、当該損傷又は亡失が利用者の責めにあるものであるときは、当該利用者はその損傷を賠償しなければならない。

３　緊急通報装置の通信に要する回線使用料金等は、利用者の負担とする。

（変更等の届出）

第７条　利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに九戸村緊急通報装置設置貸与変更届（様式第５号）により村長に届け出なければならない。

　　⑴　住所、氏名、電話番号又は緊急時の連絡先に変更があったとき。

　　⑵　長期間不在となるとき。

（貸与決定の取り消し）

第８条　村長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通報装置の貸与を取り消すものとし、九戸村緊急通報装置設置貸与決定取消通知書（様式第６号）により利用者に通知するものとする。

　　⑴　ひとり暮らし老人でなくなったとき。

　　⑵　緊急通報装置の決定に対し取り消しを申し出たとき

２　村長は、前項の規定により緊急通報装置の貸与の決定と取り消したときは、直ちに九戸村緊急通報装置貸与取消通知書（様式第７号）により、委託を受けて緊急通報装置の貸与を行う者に通知するものとする。

（関係機関との連携等）

第９条　村長は、九戸村緊急通報装置設置事業を円滑に運営するため、消防署等の関係機関との密接な連携を保つとともに、民間の関係団体等の協力を得るよう努めるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成29年７月14日から施行する。

２　この要綱の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第３条関係）

九戸村緊急通報装置貸与申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　　　年　　　　月　　　　日

九　戸　村　長　様

申請者　住所　九戸村大字

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

電話番号　　　　―

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　対象者との続柄

次のとおり、九戸村緊急通報装置貸与を受けたいので申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 住　　所 | 九戸村大字　　　　　　第　　　　地割　　　　　番地 | | | |
| 氏　　名 | 男　・　女 | | | |
| 生年月日 | 明治・大正・昭和　　　　　年　　　　　月　　　　　日 | | | |
| 電話番号 | （　　　　　　　）　　　　― | | | |
| 世帯状況 | 氏　　名 | | 続柄 | 年齢 | 生年月日 |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
|  | |  |  |  |
| 健康状態 |  | | | | |
|  | | | | |
| 開始期日 | 平成　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 | | | | |
| 備　　考 |  | | | | |

様式第２号（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　九住（地）第　　号

平成　　年　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

九戸村長

九戸村緊急通報装置貸与決定（却下）通知書

　平成　　年　　月　付けで申請のあった九戸村緊急通報装置貸与について、次のとおり認定した（次の理由により却下することとした）ので通知します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 氏　　名 |  | | 男　・　女 |
| 生年月日 | 明治  　大正　　　　年　　　　月　　　　　日  　昭和 | | |
| 住　　所 | 九戸村大字 | | |
| 開始期日 | 平成　　　　年　　　　　月　　　　　　日から | | | |
| 却下の  理　由 |  | |  | |
| 備　考 |  | |  | |

様式第３号（第３条関係）

九戸村緊急通報装置貸与依頼通知書

九住（地）第　　－　号

平成　　年　　月　　日

○○○○株式会社　様

九戸村長

次のとおり、平成　　年　　月　　日付けで申請のあった下記の者の緊急通報装置貸与を依頼します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 年齢 | 住　　　　　所 | 電話番号 |
|  |  | 岩手県九戸郡九戸村  大字 | （　　　　　　　）  　　　－ |

様式第４号（第４条関係）

緊急通報装置貸与契約書

九戸村（以下「甲」という。）と貸与申請者（以下「乙」という。）とは、緊急通報装置の貸与について、次のとおり契約を締結する。

1. 甲は乙に対し、緊急通報装置を貸し付けするものとし、乙はこれを借り受ける

ものとする。

1. 乙は、善良な管理者の注意をもって、貸与された緊急通報装置を維持管理する

ものとする。

1. 乙は、緊急通報装置の全部又は一部を破損した場合には、直ちに甲にその状況

を報告し、その指示に従うものとする。

1. 乙は、緊急通報装置を必要としなくなったときは、すみやかに甲に当該緊急通

報装置の返還を申し出るものとする。

1. 甲は、乙が緊急通報装置を必要としなくなったとき、又はこの契約に違反した

ときは、当該緊急通報装置の返還を命ずることができる。

1. この契約により難しい事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じた

ときは、甲、乙協議するものとする。

　この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれの１通を保有するものとする。

　　　平成　　年　　月　　日

甲　　岩手県九戸郡九戸村大字伊保内１０－１１－６

　九戸村長

乙　　岩手県九戸郡九戸村大字

様式第５号（第７条関係）

九戸村緊急通報装置貸与変更等届

年　　月　　日

九戸村長　様

申請書　住　所　　九戸村大字

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　　　　－

利用者との続柄

現在、貸与を受けている九戸村緊急通報装置事業の利用内容を変更したいので、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 住　所 | | 九戸村大字 | | | 電話 | |
| 氏　名 | |  | 生年月日 | 年　月　日 | 性別 |  |
| 変　更　理　由 | | | | | | | |
|  | | | | | | | |
| 変更理由発生  年 　 月　 日 | |  | | | | | |

様式第６号（第８条関係）

九戸村緊急通報装置貸与決定取消通知書

　　　平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　九戸村長

平成　　年　　月　　日付けで緊急通報装置貸与に関し、次のとおり貸与停止・取消決定したので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象者 | 氏 | 名 |  | 男・女 | 生年月日 | 年　月　日 |
| 氏 | 名 |  | 男・女 | 生年月日 | 年　月　日 |
| 貸与停止  ・取消日 | 平成　　年　　月　　日から取消 | | | | | |
| 貸与停止  ・取消の  理　　由 |  | | | | | |
| 備　　考 |  | | | | | |

様式第７号（第８条関係）

九戸村緊急通報装置貸与取消依頼書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

○○○○株式会社　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　九戸村長

　次のとおり、平成　　年　　月　　日付けで申請のあった下記の者の緊急通報装置貸与の停止・取消を依頼します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　名 | 年齢 | 住　　　　所 | 電話番号 |
|  |  |  |  |